

桐生・みどり共同事業協議会設置要綱

(令和5年10月2日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、共同事業実施に関する覚書（平成17年1月28日付締結。以下「覚書」という。）第3条第1項の規定に基づく協議機関の設置について必要な事項を定めるものとする。

(協議機関の名称)

第2条 協議機関の名称は、桐生・みどり共同事業協議会（以下「協議会」という。）とする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 共同事業の実施に関すること
- (2) 共同事業の事業内容に関すること
- (3) 覚書に関すること
- (4) その他共同事業に関し必要な事項

(組織)

第4条 協議会の構成員は、覚書第3条第1項の規定により桐生市及びみどり市（以下「両市」という。）の市長及び副市長並びに両市議会の正副議長及び各市が指定する議会所管常任委員長とする。ただし、両市の議会において所管の特別委員会が設置された場合は、当該特別委員会の委員長を構成員とすることができる。

2 両市における協議会の構成員の数は、同数とする。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、開催市の市長が招集し、その座長となる。

- 2 会議は、両市において原則交互に開催する。
- 3 会議は、公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障の生ずることが予想される場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 4 会議の非公開の決定は、開催市の市長が会議に諮って行うものとする。
- 5 開催市の市長は、必要があると認めるときは、両市の関係職員を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 会議の議事は、両市の合意をもって決するものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、桐生市共創企画部企画課及びみどり市政策企画部地域創生課において処理し、開催市において主要な庶務を担当する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、両市の市長が協議の上定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。